

平成 25 年 3 月 吉日

浄化槽設置者様

〒420-0881

静岡市葵区北安東4丁目27番2号
一般財団法人静岡県生活科学検査センター

浄化槽法定検査手数料等の変更について

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、浄化槽法定検査では大変お世話になり、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年4月1日より浄化槽法定検査手数料等を次のとおり変更することとなりましたので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

法第7条検査

旧料金区分 (人槽)		～20		21～50	51～100	101～300	301～
旧検査手数料 (円)		11,500		14,500	18,000	19,500	21,500
平成25年 4月1日 より	新料金区分 (人槽)	～10	11～20	21～50	51～100	101～300	301～
	新検査手数料 (円)	11,500	11,500	14,500	18,000	19,500	21,500

変更点 検査手数料区分に 10 人槽以下を新たに設けました。

法第11条検査

旧料金区分 (人槽)		～20		21～50	51～100	101～300	301～
旧検査手数料 (円)		6,500		9,500	13,000	15,000	17,000
平成25年 4月1日 より	新料金区分 (人槽)	～10	11～20	21～50	51～100	101～300	301～
	新検査手数料 (円)	6,000	6,500	9,500	13,000	15,000	17,000
	検査手数料の 支払方法に 口座振替を利用 された場合(円)	5,500	6,000	9,000	12,500	14,500	16,500

変更点 (1) 検査手数料区分に 10 人槽以下を新たに設けました。

(2) 10 人槽以下について新手数料を設定しました。

(3) 検査手数料の支払方法に口座振替を利用した場合、さらに 500 円を差し引いた額としました。

※口座振替をご希望のお客様は当センターまでご連絡ください。専用の口座振替申込用紙をお送りいたします。

担 当 課
管 理 試 験 課
TEL 054-621-5030
FAX 054-621-5450